

令和7年第13回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年12月24日（水）午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		門脇明子	2番		向陽寛孝	3番		児山洋美
4番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(令和7年度大山町一般会計補正予算(第10号)教育委員会所管の予算)

日程第 4 報告第 2 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
(指定学校の変更について)

日程第 5 議案第 1 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和8年 1月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12月 1日	月	本会議開会
2日	火	大山チャンネル取材、イングリッシュスクール来局
3日	水	面談
4日	木	地域教育連携会議
5日	金	隠樹局長来局、大山チャンネル取材、面談
6日	土	保育園発表会、大山西小50周年式典、中山温泉館映画視聴
7日	日	中高ふれあい祭り、大山町職員採用試験
8日	月	校長面談、連絡調整会議
9日	火	校長面談
10日	水	一般質問～12日
13日	土	保育園発表会
15日	月	高梁市教育委員会視察～16日
17日	水	Torikyo-NETに係る教育長訪問、社会教育委員との意見交換
18日	木	本会議閉会
19日	金	消防訓練
21日	日	テメキュラ訪問団報告会
22日	月	校長人事ヒアリング～23日
24日	水	小中学校終業式、定例教育委員会、県スポーツ課来庁、連絡調整会議、管理職会議
今 後 の 予 定		
25日	木	西部地区人権・同和教育振興会研修会、管理職会送別会
26日	金	吉尾副町長離任式

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和7年度大山町一般会計補正予算(第10号) 教育委員会所管の予算)

令和7年第10回大山町議会定例会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月24日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する
こと。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第1号 資料

令和7年度大山町一般会計補正予算（第10号）の事業概要

担当課 幼児・学校教育課

●歳入

(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後	説明
国庫支出金	20,882	1,600	22,482	学校施設環境改善交付金（小学校費）700 学校施設環境改善交付金（中学校費）900
寄附金	262	150	412	小学校図書購入寄附金 80 中学校備品購入寄附金 70
町債	23,300	3,200	26,500	中山小学校照明設備LED更新事業 1,400 中山中学校トイレ改修事業 1,800

●歳出

(単位:千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説明
学校管理費（事務局費） ※小学校費	2,100 (119,727)	中山小学校照明設備LED更新工事設計委託料 2,100
学校管理費（事務局費） ※中学校費	2,700 (84,130)	中山中学校トイレ改修工事設計委託料 2,700

担当課 社会教育課

●歳入

(単位:千円)

科目	補正前	補正額	補正後	説明
県支出金	100	330	430	避難待機時検査会場環境改善整備補助金 330

●歳出

(単位:千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説明
体育施設指定管理費	330 (110,969)	中山運動場花壇撤去工事 330

担当課 小学校

●歳入 補正なし

●歳出

(単位:千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
小学校 (学校管理費)	80 (64, 607)	図書 (中山小学校) 80

担当課 中学校

●歳入 補正なし

●歳出

(単位:千円)

事業名	補正予算額 (補正後)	説 明
中学校 (学校管理費)	70 (62, 358)	施設備品 (中山中学校) 70

報告第2号

教育長の臨時代理による事務の承認について (指定学校の変更について)

学校教育法施行令第8条の規定に基づく指定学校の変更について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和7年12月24日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1件 (詳細別紙)

2. 申立てに対する承諾日 令和7年12月3日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、
指定学校を変更するものとする。

令和 7 年 12 月 24 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 3 件 (詳細別紙) 認定件数 件